

## 意見募集等を踏まえた改正案について

- 令和6年1月25日（木）から同年2月23日（金）までの間、「空港の設置及び管理に関する基本方針の一部改正案」に関する意見募集（パブリックコメント）を実施したところ、4名から合計4件の御意見が提出されました。

また、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第3条第5項に基づき、関係地方公共団体から1件の御意見が提出されました。

- これらの御意見を踏まえ、再度、検討いたしましたところ、第10回交通政策審議会航空分科会において御提示した改正案からの変更は行わず、以下の内容を「空港の設置及び管理に関する基本方針の改正案」とさせていただきたく存じます。公布・施行については、4月上旬を予定しております。

**【改正案】** ※交通政策審議会第10回航空分科会における改正案と同様

改正後	改正前
<p>第七 その他</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 その他</p> <p>空港の設置及び管理に際しては、第35の「環境負荷の軽減」に掲げる取組のほか、環境関係その他法令に従いつつ、空港周辺における自然環境等の保全に配慮する。</p> <p>空港は、我が国の安全保障を確保する上で重要な役割を担うので、空港管理者は、関係法令に基づく責務等を適切に履行し、平素から国等との連携を密接に図ることとする。</p> <p><u>特に、総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議を踏まえ、安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、自衛隊・海上保安庁の航空機が平時から必要な空港を円滑に利用できるよう、国土交通省と防衛省と空港管理者との間に「円滑な利用に関する枠組み」を設け、必要な調整を実施するとともに、枠組みを設けた空港（特定利用空港）においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の航空機の円滑な利用にも資するよう、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮して、必要な整備又は既存事業を促進する。</u></p>	<p>第七 その他</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 その他</p> <p>空港の設置及び管理に際しては、第35の「環境負荷の軽減」に掲げる取組のほか、環境関係その他法令に従いつつ、空港周辺における自然環境等の保全に配慮する。</p> <p>空港は、我が国の安全保障を確保する上で重要な役割を担うので、空港管理者は、関係法令に基づく責務等を適切に履行し、平素から国等との連携を密接に図ることとする。</p>

○ なお、意見募集（パブリックコメント）で提出された御意見の概要とそれに対する国土交通省の回答及び、関係地方公共団体から提出された御意見の概要とそれに対する国土交通省の回答については、以下のとおりです。

【意見募集（パブリックコメント）】

御意見の概要	回答
<p>改正案には賛成だが、本取組には、旅客の利用が少ない空港を優先的に活用すべき。</p>	<p>この取組において、空港の対象候補を選定するにあたっては、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島しょが広い範囲にわたり存在する南西諸島や、</li> <li>・部隊等の所在地の近傍</li> </ul> <p>に所在するなど、それぞれの空港の重要な特性に着目し、その整備状況等も踏まえて選定しています。</p>
<p>国の防衛力強化の重要性については理解できるが、自衛隊・海上保安庁による特定利用空港の利用に際しては、緊急事態を除き、エアラインのオペレーション（ダイヤ・定時性等）に影響がないよう配慮し、あくまで民生利用が主であるべき。</p> <p>また、円滑な空港利用を促進する観点から、国、地方自治体、空港管理者などの関係者が密に連携し、協力していくことが重要である。</p> <p>加えて、防衛力強化は国民全体が裨益するものであることに鑑み、受益と負担の原則に則った予算措置をしていくべき。</p>	<p>この取組は、自衛隊や海上保安庁の優先的な利用を前提としたものではなく、既存の制度に則って、あくまで関係者間で連携し、円滑な利用について調整するものです。引き続き、円滑化な利用が図られるよう、地方自治体や空港管理者などの関係者と連携して進めてまいります。</p> <p>また、特定利用空港における整備や既存事業の促進は、民生利用を主とするものであるため、空港整備事業の既存の制度に基づくこととしています。</p>
<p>特定利用空港は、敵国の攻撃対象となることが想定されることから、そこで働く者に丁寧な説明が必要であり、有事の際の安全確保について関係者間で十分に説明する必要があるのではないかと。</p> <p>また、「特定利用空港」にあっては、「民生利用を主としつつ」、「必要な整備を促進」と説明されているが、民生利用が主であるとしても、そもそも整備の目的が「総合的な防衛体制の強化」である以上、財源は空港整備勘定とは別に確保すべき。その際、港湾整備と同様に一般財源で措置すべき。</p>	<p>自衛隊・海上保安庁は、これまでも民間の空港を利用してきているところ、今回、更なる利用の円滑化を図ることを目的として、空港管理者との間で、「円滑な利用に関する枠組み」が設けられた後も自衛隊・海上保安庁による平素の利用に大きな変化はなく、そのことのみによって、当該空港が攻撃目標とみなされる可能性が高まるとはいえないと考えております。</p> <p>また、特定利用空港における整備や既存事業の促進は、民生利用を主とするものであるため、空港整備事業の既存の制度に基づくこととしています。</p>

## 【空港法第3条第5項に基づく意見申出】

御意見の概要	回答
<p>特定利用空港・港湾に係る運用・整備方針の骨子には、「特定利用空港・港湾に係る運用・整備方針」を踏まえ、空港法・港湾法に基づく基本方針を改定する旨が示されていることを勘案すると、「特定利用空港・港湾に係る運用・整備方針」が明確になっていない現段階で、空港の設置及び管理に関する基本方針の改正作業を進めることは、時期尚早ではないか。</p> <p>また、本取組に係る事業スキームを明確にし、地方に新たな財政負担を求めないこと、県民の生活を支える既存事業の促進に影響が無いようにすることなどを空港法の基本方針に示すべき。</p>	<p>特定利用空港・港湾の今後の運用・整備に係る基本的な方針の内容は、令和5年12月18日関係閣僚会議資料2の「「運用・整備方針」の骨子」に記載のとおりであり、概ねこの内容が「運用・整備方針」となる予定です。このため、今般、空港法に基づく基本方針を変更することとしております。</p> <p>また、本取組は、民生利用を主とするものであるため、空港整備事業の既存の制度に基づくこととしています。このため、整備費等についても、既存の制度に基づいて、これまでどおり、国や地方自治体がそれぞれ必要な費用を負担することとなります。</p>

### <参照条文>

#### ○空港法（昭和三十一年法律第八十号）（抄）

（空港の設置及び管理に関する基本方針）

第三条 国土交通大臣は、空港の設置及び管理に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2～4（略）

5 関係地方公共団体は、基本方針に関し、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができる。

6（略）